

記入後、届書をFAXにて送信し、後日、原紙を提出してください。健保組合のFAX受信日を申請受付日とします。(FAX 076-444-8037)
提出書類については、健保組合までお問い合わせください。(TEL 076-444-8007)

正

事業所の 所在地	健康保険 被扶養者(異動)届	常務理事	事務長	合議	係	台帳
名 称	部所名 (事業所)	担 当	備考			
	TEL(内線)					
		令和 年 月 日				提出

被保険者	記号		被保険者氏名	生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	男 女	※ 報酬月額		
	番号			個人番号	*	*	*	*	*	*			
資格取得年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	被保険者住所(居所)	〒					千円		
		◇住民票住所		□同上 □ 〒									
被保険者の配偶者について (子の申請を行う場合に1～4から 選択してください)		□1. 配偶者なし		□3. 配偶者はTISインテックグループ健保の被保険者である ⇒		配偶者の氏名		記号-番号		-			
		□2. 配偶者はあなたの被扶養者である(または申請中である)		□4. 上記(1～3)以外		⇒ 配偶者の収入(月額)		円					
① 区分	②フリガナ 被扶養者氏名		③ 性別	④ 配偶者	⑤ 生年月日	⑦ 同居・ 別居の別	⑧ 被扶養者の住所(居所) (別居の場合は住所を記入)	⑨ 職業	⑪ 今後の収入見込 額(月額)	⑫ 仕送額 (月額)	⑬ 扶養開始または 終了年月日	⑭ 認定日	⑮ ※ 失業給付受給
	⑩ 個人番号		⑥ 続柄		⑧ 被扶養者の住所(居所) (別居の場合は住所を記入)		⑨ 職業	⑪ 年:年金 不:不動産 パ:パート 他:その他	⑫ ⑬年金の略称	⑭ 届出の理由	⑮ 特記事項 (該当にチェック)	⑯ ※ 資格確認書 (発行条件要確認)	
⑩ 個人番号	⑥ 続柄		⑧ 被扶養者の住所(居所) (別居の場合は住所を記入)		⑨ 職業	⑪ 年:年金 不:不動産 パ:パート 他:その他	⑫ 仕送額 (月額)	⑬ 扶養開始または 終了年月日	⑭ 認定日	⑮ ※ 資格確認書 (発行条件要確認)			
⑩ 個人番号	⑥ 続柄		⑧ 被扶養者の住所(居所) (別居の場合は住所を記入)		⑨ 職業	⑪ 年:年金 不:不動産 パ:パート 他:その他	⑫ 仕送額 (月額)	⑬ 扶養開始または 終了年月日	⑭ 認定日	⑮ ※ 資格確認書 (発行条件要確認)			
⑩ 個人番号	⑥ 続柄		⑧ 被扶養者の住所(居所) (別居の場合は住所を記入)		⑨ 職業	⑪ 年:年金 不:不動産 パ:パート 他:その他	⑫ 仕送額 (月額)	⑬ 扶養開始または 終了年月日	⑭ 認定日	⑮ ※ 資格確認書 (発行条件要確認)			

②⑩扶養の状態 及び理由等 (詳しく記入してください)	()の健保離脱証明書の発行をお願いします。送付先は 会社 ・ 自宅(理由:)	健保組合受付印
-----------------------------------	--	---------

(裏面の[⑩資格確認書の発行について]および[届出にあたっての留意点]をよくお読みください) [※]印は健保組合で記入

[⑱資格確認書の発行について]

・資格確認書の発行が必要な場合(※)は、⑱資格確認書の「発行が必要」の□に✓を付してください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

[届出にあたっての留意点]

扶養家族に異動があった場合は、５日以内に届出してください。

被扶養者の範囲、基準について確認の上、届出してください。記入例、記入方法をご参照ください。

- (被扶養者の範囲)
- ア．直系尊属、配偶者（内縁関係でもよい）、子、孫、兄弟姉妹で被保険者により主として生計を維持されているもの。
 - イ．被保険者の３親等内の親族であって、被保険者と同一の世帯に属し、主として生計を維持されているもの。
 - ウ．被保険者と内縁関係にある配偶者の父母、子であって、同一の世帯に属し、主として生計を維持されているもの。
 - エ．７５歳未満（後期高齢者医療制度の適用対象外）のもの。
 - オ．日本国内に住所を有するもの。

- (被扶養者の基準)
- ア．年間収入が１３０万円（６０歳以上または障害者は１８０万円）未満であること。
 - イ．被保険者と同一の世帯の場合、申請対象者の年収が、被保険者の年収の２分の１未満であること。
 - ウ．被保険者と同一の世帯でない場合、申請対象者の年収が、被保険者からの仕送り額より少ないこと。